

業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

1 業務委託名

埼玉県持続可能な地域公共交通ネットワーク構築検討調査業務委託

2 目的

コロナ禍・燃料高騰・改善基準告示等を背景に、市町村や交通事業者を取り巻く環境は大きく変化している。

そこで、コロナ後の地域公共交通における環境変化等に関する詳細な調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、有識者の見解も伺いながら①現状・課題、②理念・ビジョン、③取組の方向性、④具体的施策までを報告書に整理し、市町村や交通事業者、県民及び関係者に広く共有、情報面の支援を行うことで、持続可能な地域公共交通の構築を図ることを目的とする。

3 対象地域

埼玉県

4 業務委託期間

契約締結の日から令和6年11月29日まで

5 業務の内容

(1) 基礎調査

現状の整理、分析

地域公共交通を取り巻く現状について、整理・分析を行い、基礎調査資料を作成すること。分析については、独自の調査や最新の国勢調査、東京都市圏パーソントリップ調査、都市交通年報、大都市交通センサス、道路交通センサス、県の過年度調査（令和2年度「公共交通の利便性向上検討会議」等）、県政サポーターアンケートなどの既往調査を活用し実施すること。

なお、調査項目については、有識者、県内市町村へのヒアリング等を踏まえ設定すること。

<調査項目の例示>

下記（ア）から（ウ）の諸項目は例示であり、提案内容及び有識者等へのヒアリングにより決定するものとする。

（ア）交通関係

- ・ 県内公共交通ネットワークの現状と交通量の推移
- ・ 県内公共交通の輸送頻度、公共交通カバー率

- ・県内道路ネットワークの現状、交通量の推移
- ・県全体、県内の10地域、代表10都市について、交通流動、年齢別外出率、目的別、世帯別特性など
- ・国の交通関係施策のとりまとめ
- ・コロナ禍や燃料高騰等を経た後の、県内市町村や交通事業者をはじめとした地域公共交通を取り巻く環境の変化
- ・県内外の地域公共交通計画や類似計画の現状と今後の展開

(イ) 社会情勢

- ・県内人口の変化：20年前～20年後（2040年代）
- ・乗用車保有台数の変化、外出の動向、若者の車離れ、免許返納者の推移
- ・交通を取り巻くライフスタイルの変化、テレワークの導入

(ウ) まち関係

- ・県内市街化区域とDIDDの変遷
- ・都市計画制度の現状と今後の展開

(2) 有識者・市町村へのヒアリング

基礎調査がより有益なものとなるよう、その調査項目や調査方法について有識者等の見解を得た上で基礎調査資料を作成するものとする。

また、基礎調査を実施した上で、有識者等の見解を踏まえながら、本県の地域公共交通における「現状・課題」をとりまとめる。

なお、有識者等の選定及びヒアリング方法については、事前に県と協議の上、決定することとする。

※ 市町村のヒアリングは2市2町村程度、有識者へのヒアリングは最大で3人程度各2回～4回を想定しており、有識者に対する謝金については県が負担する。

(3) 報告書（案）の策定

基礎調査の結果や有識者等へのヒアリングを踏まえ、今後の埼玉県交通政策の指針を示す報告書（案）を策定する。

報告書（案）では、基礎調査の結果や有識者等へのヒアリング結果を踏まえ、本県の地域公共交通における「現状・課題」をとりまとめる。また、「現状・課題」から導きだされる本県の地域公共交通における「理念・ビジョン」、「取組の方向性」、「今後の具体的施策」の案をあわせて提供すること。

なお、県では、提出された報告書（案）を基に最終的な報告書を作成する。

(4) 打ち合わせ協議

- ・業務着手時 1回
- ・基礎調査実施時 2回
- ・有識者等へのヒアリング 5回程度
- ※ 県との打ち合わせ協議の回数であり、有識者等へのヒアリングの回数はこの限りではない。
- ・報告書（案）取りまとめ段階 1回
- ・成果品納入時 1回
- ・合計 10回程度

6 成果品

基礎調査結果報告書、報告書（案）

- ・基礎調査結果報告書、報告書（案） 各2部
- ・電子データ 1式
- ・その他発注者が必要とするもの

※ 報告書（案）の電子データはMicrosoft Wordとし、その他の電子データについては、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、PDF形式を基本とする。

7 その他

- ・業務委託にあたっては、次の点に留意するとともに、内容に疑義が生じたときは、その都度埼玉県と協議して決定すること。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに調査実施計画書を提出するとともに、本件調査を行うのに必要な能力と経験を有する調査責任者を選任し、埼玉県の承認を得ること。
- ・本委託調査において知り得たデータ及び成果並びにこれらに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他の権利は、埼玉県に帰属する。また、知り得たデータ及び成果を埼玉県の許可なく使用し、又は第三者に提供してはならない。